

記者席配付資料  
平成19年8月27日  
地域振興部市町村課

## 岩手県市町村合併推進審議会への諮問について

県では、8月31日に開催する岩手県市町村合併推進審議会において、知事から新たな調査審議事項について諮問することとしています。

### 1 諮問事項

「岩手県における『自主的な市町村の合併の推進に関する構想』」(平成18年4月策定)  
(1)に基づく市町村合併の推進を図るため、合併新法(2)第60条第2項の規定により、下記の事項について、岩手県市町村合併推進審議会(3)に対して調査審議を求めもの。

- (1) 合併市町村における合併効果の検証について
- (2) 合併協議会設置の勧告のあり方について

### 2 諮問の背景及び趣旨

別紙1

### 3 岩手県市町村合併推進審議会の開催

- (1) 日時：平成19年8月31日(金) 午前9時30分から
- (2) 場所：県庁12階特別会議室
- (3) 委員：別紙2
- (4) スケジュール：平成19年度内に3～4回程度開催
  - ・調査審議に当たっては、審議会委員による市町村長からの意見聴取等を予定。
  - ・今年度内に答申をいただく予定。

### 参考

- 1 岩手県における「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」  
岩手県市町村合併推進審議会の答申を受け、知事が平成18年4月に策定。構想では、議論のたたき台として8つの合併の組合せを示している。
- 2 合併新法(市町村の合併の特例等に関する法律)  
平成17年4月1日に施行され、5年間の時限立法(平成22年3月31日まで)。都道府県知事に合併推進構想の策定が義務付けられ、合併推進構想に基づく知事の合併協議会設置の勧告等の手続きを定めていることが特徴。
- 3 岩手県市町村合併推進審議会  
合併新法及び岩手県市町村合併推進審議会条例に基づき、平成17年7月に設置。(同条例は合併新法と同様、平成22年3月31日までの時限立法。)これまでに7回開催し、平成18年2月には「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」を知事に答申。

担当：市町村課 総括課長 浦上哲朗 内線 5225  
主査 山田壮史 内線 5230

## 諮問事項について

## 1 諮問事項

- ( 1 ) 合併市町村における合併効果の検証について
- ( 2 ) 合併協議会設置の勧告のあり方について

## 2 諮問の背景

将来的に4つの広域振興圏が自立するとともに、「草の根の地域」も守っていくためには、合併による市町村の行財政基盤の強化が不可欠である。

合併新法の期限（H22年3月）などを考えれば、合併推進構想をたたき台として、将来のまちづくりについて今まさに、各地域において真剣に議論する時期に来ている。

そのために、合併すること自体の当否も含め、合併についての諸課題を協議する「合併協議会」などを、関係市町村において早期に設置することが望ましい。

しかし、合併推進構想の策定（H18年4月）から1年余を経過したが、構想で組合せを示した8地域のうち、1地域で広域行政の研究会を設置しているにとどまっている。

一方で、地域によっては、首長の合併の検討に対する前向きな発言やきっかけを待つ状況も見られ、議会や住民による勉強会などの動きもある。

県としては、地域における議論の喚起を促すとともに、住民のための判断材料を提供していく必要がある。

## 3 諮問の趣旨

未合併市町村においては、合併によって生じる課題に対する懸念から議論が進まないケースも見られる。

したがって、さらなる市町村合併の推進を図るためには、合併市町村における合併の効果や課題を明らかにし、新たな合併の検討の材料とする必要があることから、「合併市町村における合併効果の検証」を、合併推進審議会において調査審議していただくものである。

また、地域における協議を促していくための有力な手段の一つとして、合併新法においては、知事が合併協議会の設置を勧告する場合の手続きを定めている。

この勧告について合併推進構想においては、「本構想に基づく合併協議会設置の勧告、合併に関する協議の推進に関する勧告については、自主的な市町村の合併であることに十分留意し、個別具体的に地域の合併議論の状況や内容を見極めながら市町村の意見を聴いて、慎重に対応していきます。」としている。

来年度を迎えれば合併新法の期限まで残り2年となり、知事が合併新法に定める「合併協議会設置の勧告」を行うことの可否を判断せざるを得ない場面が来るとも予想されることから、今年度中に、勧告をすべきか、すべきでないかも含めて「合併協議会設置の勧告のあり方」を、合併推進審議会に対して諮問し、調査審議していただくものである。

#### 【参考】

市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）

（構想の作成等）

第59条（略）

2（略）

3 都道府県は、構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項に規定する市町村合併推進審議会の意見を聴かなければならない。

4（略）

（市町村合併推進審議会）

第60条 前条第3項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関（以下この条において「市町村合併推進審議会」という。）を置くものとする。

2 市町村合併推進審議会は、前項に定めるもののほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自主的な合併の推進に関し重要な事項を調査審議することができる。

3 市町村合併推進審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（合併協議会設置の勧告等）

第61条 都道府県知事は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、構想対象市町村に対し、第59条第2項第3号の組合せに基づき合併協議会を設けるべきことを勧告しようとするときは、あらかじめ、当該構想対象市町村の意見を聴かなければならない。

2～28（略）

岩手県における「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」（合併推進構想）抜粋

合併を推進するために必要な措置に関する事項

2 新法下における県の取組み

(4) 新法下における勧告及びあっせん・調停

本構想に基づく合併協議会設置の勧告、合併に関する協議の推進に関する勧告については、自主的な市町村の合併であることに十分留意し、個別具体的に地域の合併議論の状況や内容を見極めながら市町村の意見を聴いて、慎重に対応してまいります。また、合併協議会に係るあっせん及び調停については、速やかに市町村合併調整委員についての規則制定などあっせん・調停の申請に対応できる体制を整備し、合併協議を支援してまいります。

## 別紙2

## 岩手県市町村合併推進審議会委員名簿

氏名	所属及び職	備考
稲葉 暉	岩手県町村会長（一戸町長）	
梅村 俊男	社団法人岩手経済同友会常任幹事 （北日本銀行代表取締役専務）	新任
小野寺明美	社団法人岩手県PTA連合会長	新任
鎌倉 公順	社団法人日本青年会議所岩手ブロック協議会長 （花巻青年会議所顧問）	新任
工藤 由春	岩手県市議会議長会長（盛岡市議会議長）	新任
昆 忠泰	岩手県町村議会議長会長（岩泉町議会議長）	新任
齋藤 俊明	公立大学法人岩手県立大学総合政策学部教授	
田島 平伸	公立大学法人岩手県立大学総合政策学部教授	
谷藤 裕明	岩手県市長会長（盛岡市長）	
両川いずみ	特定非営利活動法人いわてNPOフォーラム21理事	
清水 恭一	久慈市特別参与（元山形村長）	特別委員 新任
平野多佳子	地域づくりネットワークもりおか幹事	特別委員 新任

（五十音順、敬称略）

※ 委員の任期は平成19年8月20日～平成21年8月19日

※ 特別委員の任期は当該事項に係る調査審議の終了まで